

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 22 日現在

機関番号：80101

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2012～2015

課題番号：24520792

研究課題名(和文) 明治期北海道におけるアイヌ民族の土地所有と利用に関する研究

研究課題名(英文) Research on Land Ownership and Land Use by Ainu in Meiji Era (1870s-1910s) Hokkaido

研究代表者

山田 伸一 (Yamada, Shinichi)

北海道博物館・研究部・学芸員

研究者番号：30291909

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：1899年に制定された「北海道旧土人保護法」による農耕目的の土地下付が、それ以前のアイヌ民族による土地所有と利用とどう関係したかを検討し、以下のような諸点を明らかにした。

(1) 開拓使根室支庁管内では、アイヌ民族の家屋所在地の所有が認められていない事例が多くあった。(2) 開拓使と札幌県は、十勝アイヌの共有財産(漁場ほか)を管理し、広業商会への融資財源とした。財産管理からのアイヌ民族の排除は、「北海道旧土人保護法」下の政策態度と共通するものである。(3) 1899年以前にアイヌ民族の農業用地として確保されていた官有地のなかには、「北海道旧土人保護法」により下付されなかったものもあった。

研究成果の概要(英文)：The theme of this research is to examine the relation between land ownership and land use by Ainu before 1899 and land granting to Ainu by Hokkaido Natives Protection Act. The conclusions of this research are as followed

(1) In many cases, ownership of the land on which Ainu house was built was not recognized in Nemuro branch of Kaitakushi (Colonial Department). (2) Kaitakushi and Sapporo prefecture managed common properties of Tokachi Ainu and loaned them to Kogyoshokai. Exclusion of Ainu from management of common properties was also seen under Hokkaido Former Natives Protection Act. (3) All of government-owned lands reserved for Ainu agriculture before 1899 were not granted to Ainu by Hokkaido Former Natives Protection Act.

研究分野：日本史

キーワード：近現代史 アイヌ民族 先住民族 土地問題 北海道開拓

1. 研究開始当初の背景

(1) これまでの研究代表者の研究から

研究代表者(山田)は、近代におけるアイヌ民族に対する政策とそれに対するアイヌ民族の対応を主要な研究課題とし、特に明治初期の狩猟と河川でのサケ漁に関する規制、1899年制定の「北海道旧土人保護法」による土地下付と共有財産管理に関する問題について、制度とその地域における運用実態の両面から実証研究を重ね、その成果を公表してきた(山田『近代北海道とアイヌ民族』北海道大学出版会、2011年ほか)。

近代北海道におけるアイヌ民族に対する政策の焦点の一つは、「北海道旧土人保護法」(1899年制定)第一条が規定する、アイヌ民族に1戸当たり15000坪を上限とした農耕目的の土地を下付するものであり、これについて山田は十勝地方を対象とした個別研究において、土地下付は北海道庁が下付以前に「旧土人給与予定地」として指定した官有地にほぼ対象が限られていたこと、この「予定地」の多くは「保護法」制定以前に北海道庁が殖民地区画(開拓に向けた土地処分を準備した方形の区画)を測設する際に設けた「旧土人保護地」を引き継いだものであることを明らかにした(同前)。

(2) 仮説的な見通し

これを手がかりとし、さらに他地域の関連史料を概観したうえで、以下のような仮説的な見通しを得、これについて実証的な研究をしたいと考えた。

「北海道旧土人保護法」による土地下付の歴史を考えると、殖民地区画測設が広く行われてから和入への土地処分と入植が本格化した十勝・上川・網走・釧路地方などでは、区画測設の際に「旧土人保護地」がどの程度徹底して「確保」されたかが重要な分かれ目になる。

そのうち、網走・釧路地方では十勝地方ほどにはその「確保」が徹底されず、「保護法」による土地下付が条件の悪い土地を対象にしたものになる場合が多かったのではないかと。

殖民地区画測設本格化以前に和入への土地処分と入植が行われた日高・胆振地方では、官有地としての指定という形でアイヌ民族への土地「確保」は、早い時期にアイヌ民族の実際の占有地や利用地のごく一部のみを対象におこなわれた小面積に限られ、「保護法」による土地下付面積が上限面積を大幅に下回る場合が多かったのではないかと。

(3) 明治初期の土地制度

(2)の前提となる歴史的な事情として、アイヌ民族が利用する土地のほとんどを国有地化し、ごく一部のみを官有地とすることを規定した1877年12月開拓使達「北海道地券発行条例」の制定過程や開拓使・三

おけるその運用実態を把握する必要がある。また、土地そのものだけでなく、アイヌ民族による山林や動植物(魚類を含む)利用の実態とそれに関わる制度、あるいは、農業・漁業・林業などを目的とした和入移住者や資本家に対する土地処分の動向などについても視野に入れて考察する必要がある。

(4) 個別史料収集の必要性

これまでの調査研究の過程で出合った次のような史料からは、従来占有・利用してきた土地の所有権を法的には否定される事態を生じさせられたとき、周囲との関係のなかでアイヌ民族が実際にどう生きたのか、丹念に個別事例を拾い集めて歴史像を描いていく作業が必要であると思われる。

1885年に現在の帯広市で札幌県から土地の払下げを受けた和入が、アイヌ民族がその土地に以前同様に立ち入り薪を伐採したことを咎め、摩擦を生じたという記述(吉田巖『愛郷春秋』1960年)。

法的には所有権が和入資本家に認められた後も、その土地にアイヌ民族が住み続けることが容認されていたが、20年以上経ってから所有者の都合によって退去させられたという記録(砂沢クラ『ク・スクップ・オルシペ』福武文庫、1990年)。薪炭の入手が困難な状況に追い込まれたアイヌ民族に対し官有林の「盗伐」を黙認しているという新聞記事(『北海道毎日新聞』1898年7月7日付)。

2. 研究の目的

1899年の「北海道旧土人保護法」制定以前の北海道におけるアイヌ民族による土地の所有と利用について、史料にもとづいて特に以下の点を明らかにする。そのことを通して、近代北海道におけるアイヌ民族の歴史を、多様な実態を踏まえて理解できるようになることを目指す。

(1)「北海道地券発行条例」(1877年)など関係する制度の制定過程においてアイヌ民族の位置づけがどのように検討されたのか。

(2)それらの制度がアイヌ民族の土地所有と利用について実際にどのように運用され、「北海道旧土人保護法」による土地下付につながったのか。

3. 研究の方法

(1)土地所有や山林の利用などに関するものを中心に、北海道立文書館所蔵の開拓使と三県一局期の公文書を継続的に調査し、関係史料を収集した。

(2)北海道立図書館、函館市中央図書館などにおいて、主に1890~1910年代について札幌・小樽・函館で刊行された新聞を調査し、関係記事を収集した。また、釧路・帯広・室

蘭刊行の新聞については、すでに刊行されている記事目録を参考にして関係記事を収集した。

(3)北海道庁が土地の処分（民間への貸し付けや売り払い）の準備作業として作成した殖民地区画図について、「旧土人給与予定地」に関する情報の収集を中心に調査をおこなった。また、『北海道殖民状況報文』などの北海道庁刊行文献、同報文の作成に深く関わった河野常吉の野帳（北海道立図書館所蔵）なども調査し、十勝以外の地域におけるアイヌ民族による土地所有・利用の実態とその権利関係、「北海道旧土人保護法」による下付地への移行、和人移住者との関係などについての情報を収集した。

(4)国立国会図書館・富山県立図書館・福島県立図書館・福島県歴史資料館などにおいて、北海道関係の紀行文、新聞・雑誌記事その他の関係史料を収集した。富山・福島については、北海道の状況と比較対照が可能なそれぞれの地域の史料も収集した。

(5)上川地方各地、釧路地方各地、白老町などにおいて、関係地点の現地調査を実施した。合せて市町村図書館や博物館・資料館などにおいて、関係資料を調査し、情報を収集した。

(6)主に以上の調査をもとに、資料の整理と分析を進め、考察をおこなった。

4. 研究成果

(1)制度史について

「北海道地券発行条例」の制定過程や、同条例など明治初期北海道の土地制度のなかのアイヌ民族の位置づけについては、滝澤正「明治初期開拓使の土地改革とアイヌの土地 - おもに北海道地所規則第7条をめぐって」(『北大史学』第51号、2011年)など先行研究の論証内容を検討・整理し、関連する開拓使文書の内容を確認した。これらの制度的な面について、本研究から特に独自の知見を提示するには至らなかった。

(2)住家所在地の権利状態

開拓使根室支庁が管内各郡に居住するアイヌ民族の状況について照会して回答をまとめた文書のなかに、家屋とそれが所在する土地の所有についての戸数単位の数値が記載されている。それによれば、斜里・網走両郡においては全戸が「借地持家」、野付・厚岸・釧路・白糠・足寄・川上各郡においては全戸が「持地持家」、根室・国後については「持地持家」「借地持家」「持地借家」が混在、という状況にある。

「借地持家」とは、家屋の私有は認められているが、それが所在する土地の私有は認められておらず、おそらくは官有と見なされていたことを意味すると推測され、住家所在地

という生活の基本ともなる部分についてアイヌ民族の権利が奪われ、非常に不安定な状態におかれたことがうかがわれる。

ただし、一方の「持地」とあるものについても、それがどのような具体的な制度上の裏付けをもっていたものであるかは現段階では不明であり、「持地」と記載されることをもって、安定した所有権を得ていたと見ることはできない。今後の調査が必要である。

(3)十勝アイヌの共有財産

十勝地方におけるアイヌ民族の共有財産（漁場、建物、現金など）の変遷について、本研究の実施以前に収集していた史料に加え、本研究において補足調査をおこなって、財産の由来、開拓使・三臈期における利用・管理の状況などについてまとめた（山田2013）。その主な論点は以下のとおり。

これらの財産は、場所請負制とそれを引き継いだ漁場持の廃止にともなって設立され、十勝地方の漁業経営を独占した十勝漁業組合の生産活動に由来する。

この時期においては特に、漁業をはじめとする産業振興を図るための融資財源に、開拓使が自己の管理下にあったこれらの財産を利用した事実注目すべきである。融資の返済は滞りがちであり、この利用によって財産が著しく目減りした可能性がある。

開拓使による融資には、開拓使が漁業経営者に直接実施するもののほかに、中国向けの海産物輸出を目的とした国策会社である広業商会に対するものがあつた。開拓使が十勝と釧路地方においてアイヌ民族への物品供給の義務と生産品買取りの独占を広業商会に認めたことは、「奸商」の活動を排除することでアイヌ民族の不利益を予防することを掲げてはいたが、広業商会自体が市場価格よりも安価に生産品の独占買い上げを図るなど、アイヌ民族の利益に反する面が大きかった。

「北海道旧土人保護法」について指摘されてきた、官庁が共有財産を管理することによる弊害（管理・利用からのアイヌ民族の排除、官庁による政策の財源としての恣意的な利用、など）は、開拓使から札幌県の時期においても濃厚に見られる。この時期のアイヌ観や財産管理の枠組みが、「旧土人保護法」の制度と運用の背景にも引き継がれたものだと言える。

(4)山林利用について

開拓使札幌本庁と札幌県の山林関係の文書を調査したところ、各地について、樹木を伐採・利用するための届出書類のなかに、アイヌ民族が出願者のものや伐採の入夫としてアイヌ民族が雇用されていることを示すものが散見する。これらからは、アイヌ民族の森林利用が和人と同一の制度的枠組みの

なかでおこなわれていた側面を読み取ることができる。一方、現実には存在していたと思われる制度の枠外での森林利用の実態などについては、公文書調査から関係情報を引き出すことはできなかった。

(5)「北海道旧土人保護法」による下付地への移行

新聞記事の調査などによれば、胆振・日高地方においては、「北海道旧土人保護法」制定後、同法制定以前に官有地第三種の状態アイヌ民族が農耕に従事していた土地を同法第一条によって順次下付した地域があったことが認められる。ただし、両地方内であってもそれはすべての地域ではないこと、同法による下付前後において和人移住者などによる収奪がしばしばあったと見られることが確認される。

胆振地方のうち現在の白老町においては、各戸に対して、沿岸に近い地域に住居を兼ねて小規模な面積を下付した後、内陸部に所在し農耕に不向きだが広い面積の土地を追加で下付したことを確認した。

奈良県十津川村の水害被害者の移住地で、殖民地区画の最初の実施地である空知地方においては、殖民地区画実施時にアイヌ民族の集住を前提とした農耕予定地（官有地第三種）が設置されたが、「北海道旧土人保護法」の下付地は山中に所在する別の土地だったことが知られている（『新十津川町百年史』1991年、ほか）。本研究で収集した複数の新聞記事によると、この背景にあった一要因として、和人移住者による土地の収奪があったことが推測される。また断片的な記事によると、空知地方内の他の地域においても、アイヌ民族の土地の収奪があった可能性がある。

上川地方については、北海道庁がその開拓を本格化するに先立って、もともと上川原野の各地に散在していたアイヌ民族の居住地を、近文原野に設置した「旧土人給与予定地」（官有地第三種）に集約しようとしたことが知られてきた（『新旭川市史』第3巻、2006年、ほか）。本研究では、居住地が御料地や将来的な屯田兵村の利用地などに含まれることによって制度上無権利状態におかれても、当面はアイヌ民族の土地利用は認められた場合があること、しかし、制度上の無権利状態はやがてはアイヌ民族に移住を強いる環境を用意する結果となったことを確認した。

釧路地方においては、殖民地区画設定時にアイヌ民族の農耕地を官有地第三種として設置した地域は限定的であり、「北海道旧土人保護法」による下付は、一部はこれらを引き継ぎ、多くは新規に対象地

を設定したものと推測される。ただし、この点については、史料や関係文献から収集した情報を十分に整理して論じるに至っておらず、今後の精査を課題として残した。また、釧路地方については特に、アイヌ民族の土地問題を考えるときには農耕よりも漁業などの産業との関わりを重視すべきだと思われ、これらの面も視野に入れた研究展開が必要である。

(6)その他

本研究のために実施した調査によって得られた史料や情報を一部活用し、次のような関連する成果を得た。いずれも、北海道および日本社会におけるアイヌ民族に対する視線、アイヌ観がどのようなものだったかに関わるものである。副次的な性格もある成果ではあるが、こうしたアイヌ観は、土地問題における官庁側・和人側の対応にも影響していると思われ、本研究の中心課題にも資すると考えられる。

日本画家でアララギ派の歌人でもあった平福百穂（1877-1933）が1907年に釧路地方を訪れて作成した「アイヌ」と題する絵画作品について、主題選定の背景、作品の特徴とその美術史上の位置、北海道内の旅程、描かれた地点など基礎的事実を整理し、報告した（山田2015）。北海道内刊行新聞に掲載された短歌・俳句・川柳などについて、本研究以前に収集したものと合せて整理し、その特徴などについて考察した（2015年11月25日に口頭発表）。これらの短詩型文学作品は、一部には職業的な作者を含むが、多くは一般読者からの投稿であり、今後、こうした作業を継続することは、いわば民衆レベルのアイヌ観を把握するために有効なのではないかとの見通しを得た。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計2件）

山田伸一、平福百穂「アイヌ」の周辺、北海道開拓記念館研究紀要、第43号、査読無、2015年3月、111-124頁

山田伸一、開拓使期の十勝アイヌ共有財産、北海道開拓記念館研究紀要、第41号、査読無、2013年、327(22)-348(1)頁

〔学会発表〕（計2件）

山田伸一、札幌・小樽刊行の新聞に掲載されたアイヌを詠んだ短歌について、北フォーラム例会、2015年11月25日、札幌市

山田伸一、近現代アイヌ史研究の現在と日本史学、日本史研究会5月例会、2013年5月18日、京都市

6 . 研究組織

(1)研究代表者

山田 伸一 (YAMADA, Shinichi)

北海道博物館研究部学芸員

研究者番号 : 30291909